ウォーカブル空間デザインプロジェクト

(一宮駅周辺地区デザイン計画等策定業務) 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、一宮市(以下「発注者」という。)が実施する「ウォーカブル空間デザインプロジェクト(一宮駅周辺地区デザイン計画等策定業務)」(以下「本業務」という。)に適用し、本業務の受注者における契約の適正な履行の確保を図るものである。なお、本業務にあたっての一般事項及び本特記仕様書に規定のないものは、該当する最新の愛知県建設局「設計業務等共通仕様書」を適用する。

(目的)

第2条 一宮市の中心市街地である駅周辺の約1km圏内を対象として、居心地が良く、歩きたくなるまちなかを創出するため、道路、駅前広場、公園、駅ビル等の公共空間のリノベーションにより、ウォーカブルな空間への再編を実現し、都市の多様性や生産性向上によるまちのアップデートを図ることを目的に、過年度や今年度実施する社会実験や、まちなか未来会議で検討されている未来ビジョン、さらに、まちの将来像を検討するデザイン懇談会での検討を踏まえ、駅周辺の一体的な空間形成が図れるよう、沿道の土地利用やデザインにも配慮しつつ、駅周辺エリアと駅前銀座通りにおけるデザイン計画を作成する。

あわせて、大規模修繕及び耐震改修が必要な地下駐車場については、駐車場空間のさらなる利活用を念頭に、駅前周辺における駐車場の需給量などについて多角的な分析を行い、駐車場以外の利用を含めた集約・再編による賑わい空間創出を目指すため、地上のウォーカブルな空間への再編と一体的となった今後の地下駐車場のあり方を検討する。

(業務対象範囲)

第3条 本業務の対象範囲は、別紙1に示すとおりとする。

(法令等の遵守)

- 第4条 本業務の実施にあたり、設計図書、約款及び本仕様書に基づくほか、次に掲げる法令等を遵 守しなければならない。
 - (1) 都市計画法、都市再生特別措置法、個人情報の保護に関する法律
 - (2) 一宮市契約規則
 - (3) その他関係法令、通達等

(疑義)

第5条 本特記仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により、 その取扱いを定めるものとし、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

(配置担当者)

- 第6条 本業務の配置担当者の要件は次のとおりとする。
 - (1) 管理技術者

管理技術者は、契約図書等に基づき、業務全体の企画推進、進行管理、品質管理等を行う。

(2) 照查技術者

照査技術者は、業務の実施にあたり、照査を実施する。

(3) 担当技術者

調査・検討・資料作成作業等について上記技術者を支援又は補助する。

(4) 資格·経験

上記(1)から(3)については、技術士(総合技術監理部門(建設部門)又は建設部門)、RCC M(都市計画及び地方計画)、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者)、再開発コーディネーター、再開発プランナー等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

(5) 兼務

管理技術者、照査技術者及び担当技術者はそれぞれの職務を兼務できない。

(秘密の保持、情報の管理、データの保護・著作権)

第7条 受注者は、秘密保持、情報の管理等を適正に行うものとする。

(1) 秘密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本市が提供する資料・ データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務完了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受注者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受注者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受注者は、本業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受注者は、本業務遂行のために、受注者が保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、 紙等の媒体)上に、個人情報、機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消 去すること。また、契約解除の場合においては速やかに消去すること。

(6) 著作権の帰属

本市へ納入した成果物に係る一切の権利は当市に帰属する。(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)

(7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、 受注者の責任において対応することとし、市は責任を負わない。

(業務計画)

第8条 受注者は、市監督員と十分な打合せを行い、次に掲げる書類を契約締結後14日(土曜日、 日曜日及び休日を含む)以内に監督員に提出しなければならない。

- (1) 管理技術者届及び照査技術者届(経歴証明書及び保有資格証明書)
- (2) 業務計画書
- (3) その他発注者が必要と認める書類

(貸与資料)

- 第9条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。
 - (1) 令和2年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト(基本構想)
 - (2) 令和3年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト(エリアプラットホーム構築及び未来 ビジョン策定支援業務)
 - (3) 令和3年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト(社会実験計画及び実施支援業務)
 - (4) 令和3年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト(屋外公共空間感染予防事業)
 - (5) 令和3年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト(屋外公共空間利活用検証事業)
 - (6) 令和4年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト2022 (社会実験計画及び実施支援 業務)
 - (7) 令和4年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト2022 (未来ビジョン策定支援業務)
 - (8) 令和4年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト2022(プロジェクトPR制作業務)
 - (9) 令和4年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト2022 (社会実験運営業務)
 - (10) 令和4年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト2022 (まちなかDX)
 - (11) 令和4年度 ウォーカブル空間デザインプロジェクト2022 (まちなかDX) ②
 - (12) 地下駐車場の運営に関する調査結果

(関連業務)

第10条 本業務は、現在策定中の「第3次一宮市公共交通計画」及び別途発注業務の「一宮市総合 交通戦略策定業務」と密接に関係していることから、当該計画業務の内容と調整・連携を図り、業 務を実施すること。

(業務内容)

- 第11条 受注者は、次の業務を行う。
 - (1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を十分に把握した上で、業務の内容、実施方針、スケジュール、実施体制等を記載した業務計画書を作成する。

- (2) 一宮駅西口及び東口周辺地区におけるエリアデザイン計画の検討 【対象地区:別紙1参照】 一宮駅前広場や銀座通り等の一宮駅西口及び東口周辺地区の空間デザインについて、エリアコ ンセプトを基に、都市アセットのリノベーションによるウォーカブルな空間再編を実現するデザ イン計画を検討する。
 - ア 動線計画の検討

現況の自動車(バス・タクシー含む)、自転車、歩行者の動線を調査し、全体動線計画を取りまとめる。

イ 荷捌き車両に関する実態調査の実施

対象地区における荷捌きの実態調査、商業者へのヒアリング等を行い、その結果を踏まえて、 公共空間再編を見据えた荷捌きスペースやルール等の方針を検討する。

ウ 駐車場施設利用状況

一宮駅周辺の駐車場収容台数及び需要台数について、現地踏査等により現状を整理するとと もに将来の需給バランスを予測する。

工 交通量調査

道路交通センサス、既存資料等を整理し、必要に応じて現況の移動手段別交通量調査を実施する。交通量調査の内容については、監督職員と協議のうえ実施するものとする。また、公共空間再編を見据えた交通シミュレーション、交差点部の容量計算を実施し、課題整理を行う。現況道路の車両通行止めを検討する際には、通行止めの範囲を複数パターン確認すること。なお、一宮まちなか未来会議で実施予定の社会実験における交通量調査も参考にし、整理すること。

オ 一宮駅送迎車両についての検討

一宮駅送迎車両の動線について調査し、空間再編による一宮駅送迎車両への影響を整理し、 分かりやすく、使いやすい送迎スペースの配置計画を検討する。

カ 道路空間再編の検討

居心地が良く、歩きたくなるまちなかを創出するため、中心市街地周辺の観光資源等による 回遊性向上に関する考え方や、銀座通り等の道路空間の再編を検討する。道路空間の再編を検 討するにあたっては、再編する道路の交差点形状について道路構造令に準じた検討を行うとと もに周辺道路へ与える影響についても検討を行うこと。また、道路空間の再編に伴い、周辺の 土地利用価値の変動等についても分析検討をする。

キ 空間デザイン計画の作成

ア〜クを踏まえ、一宮市の中心市街地に相応しい質の高い空間形成に向けた空間デザイン計画(空間再編案)を複数案作成し、実現性について比較検討する。

ク 関係機関協議

空間再編の検討については、関係機関(公安委員会、施設管理者等)に実現性について協議するものとし、協議資料及び議事録の作成を行う。

(3) 施設配置計画図の作成

(2)を踏まえ、整備後のエリアデザインが想像できるように、施設配置平面図を作成するとともに全体イメージをイメージパース等の画像で作成する。

(4) デザイン会議の運営支援

まちなかの魅力向上のため、市の将来像について有識者の専門的知見による前広で自由な議論の場として発足した「一宮駅周辺地区デザイン懇談会」の支援として、会議に必要となる資料の作成、企画立案、運営、公開可能な記録の取りまとめ等を行う。会議は3回実施し、未来デザインを取りまとめる。なお、デザイン懇談会の委員については、過年度メンバーを原則引継ぐものとする。また、各委員への報酬、交通費等の支払いについては、本業務に含むものとする。

(5) シンポジウムの実施支援

「一宮駅周辺地区デザイン懇談会」が作成する「未来デザイン」と、まちなか及び市全体の新たな価値創造と地域課題の解決を図り、持続可能な発展と豊かな人間生活を実現するために発足した「一宮まちなか未来会議」が作成する「まちなか未来ビジョン」の意見交換の場として開催するシンポジウム実施の支援として、必要となる資料の作成、企画立案、運営等を行う。

(6) 空間デザイン計画実現における検討

ア 実現プロセスの検討

各種制度(歩行者利便増進道路等)を利用した整備方針、面的整備における整備手法につい

て検討する。

イ 実現のための社会実験の企画

道路空間及び地下駐車場の空間再編に向け、交通影響等の必要なデータを収集するための社 会実験について、企画提案を行う。

(7) 地下駐車場における調査及びデータの整理

各車両出入り口の利用台数、歩行者出入り口(13か所)の利用状況、利用者の特性(どこから、目的、どこへ、何人で等)、銀座通りの停車状況等をオーナーインタビュー等により現地調査を実施する。また、以下の本市が保有するデータと併せて、分析を行い、データを整理する。ア 都市計画課所管分

- ・地下駐車場月別利用台数 … 取得データから他の季節等を推定
- ・曜日別利用台数、利用料金 … 利用率の低い曜日の駐車場以外への利用の検討
- ・時間帯別駐車台数(利用率) … 利用率の低い時間帯の駐車場以外の利用の検討
- ・定期利用者数 … 最低限確保することが必要な台数
- ・定期申込者の属性 … 地域、全日・昼間からの用途の推定
- ・定期申込時電子申請アンケート … 利用目的、利用後目的地、代替手段等の検討
- ・減免利用者数 … 障害者等分の確保必要数
- ・地下駐車場エレベーター利用状況(三菱電機ビルソリューションズ)
- ·一宮市駐車場整備計画(令和3年4月)
- ·銀座通公共駐車場耐震診断(2次診断)業務委託(令和2年1月)
- ·銀座通公共駐車場長寿命化修繕計画策定業務委託(平成29年3月)
- ・まちなかウォーカブル推進事業による調査(人流、社会実験結果、アンケート等)
- イ 都市計画課以外(一宮駅ビル(i ビル)には、図書館、子育て支援センター等)の所管分
 - ・駅立体駐車場及び平面駐車場の利用状況 … 地下駐車場とのトータルの利用状況分析と役割 分担の検討
 - ・図書館と子育て支援センターの利用者数 … 一宮駅周辺における公的利用ニーズ把握
- (8) 地下駐車場の設備更新の整理と検討
 - ア 地下駐車場の設備更新の整理と検討

老朽化している設備と新たに必要と考えられる設備について、更新又は導入の検討を行う。 設備更新又は導入の際は、既存不適格及び既存遡及の確認を行い、計画通知の変更申請の事 前協議を行ううえでの課題を抽出し、法的な整理の取りまとめを行う。

イ 地下空間の用途検討

地下空間を駐車場のみとして継続利用することから地上部との役割分担を再配分し、完全に 別用途として利用可能か検討する。用途変更を行った際の都市計画駐車場の配分や用途変更に 必要な法的整理、必要設備についても検討する。

(9) 報告書の作成

上記までの調査・検討結果、また、今後の検討を実施する上での条件等を整理し、検討報告書 としてとりまとめる。

(10) 打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時、中間4回、成果品納入時の計6回行うことを原則とするが、 業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設 けるものとする。

(観点・配慮事項)

- 第12条 本業務に共通する重要な観点や配慮事項は次のとおりとする。
 - (1) 地域特性を活かした個性ある都市デザイン
 - (2) 多様な空間の使い方・用途を許容するまちなみのデザイン
 - (3) そこにとどまりたくなるような開かれた空間デザイン
 - (4) 夜も歩きたくなる夜間景観の創出
 - (5) 多様なユーザーの居心地の良さに着目した公共空間デザイン
 - (6) 人々が滞在・交流できる街路空間への転換
 - (7) 「人」、「モノ」、「情報」の交流ができる良好な空間形成
 - (8) 低層部がまちに開かれたまちなみ景観の形成
 - (9) 歩行者を中心とした公共空間の創出
 - (10) リノベーションや小規模な建替え、コンテンツの創出等を含めたまちなかの改修
 - (11) 民間空地等の利活用促進
 - (12) 季節行事、まつりなどの地元イベントや地場産業との協調
 - (13) SDGs への取り組み
 - (14) 新しい生活様式やアフターコロナなど新しい趨勢との柔軟な調和

(成果品)

- 第13条 成果品は次のとおりとする。また、成果品の編集及び装丁については、十分協議することとする。
 - (1) 報告書 一式
 - (2) その他本業務の検討・協議のために作成した資料 一式
 - (3) 上記の電子データを記録したCD-RまたはDVD等 一式
 - (4) その他市監督員が必要と認めた資料 一式

(完成検査及び修正等)

第14条 業務を完了したときは、遅滞なく完了届等、所定の書類、成果品等を提出し、監督員の指示による検査を受けなければならない。また、検査合格後においても成果品等に誤謬等があった場合には、受注者の負担にて修正するものとする。

(その他)

第15条 設計書等に明記がなくとも業務遂行上当然必要と認められる事項について、受注者の負担 においてその業務を遂行することとする。また、本特記仕様書に定めのない事項については、監督 員と調整のうえ、決定すること。

